

日本においては、かつては、籠山京による貧困児童研究や中鉢正美らによる児童養育費研究などがあったものの、子どもの貧困研究としての継承は不十分なまま推移したが、2000年代中頃以降には「子どもの貧困」という用語を採用した研究論文や書籍の刊行などにより、子ども／子ども期に着目した貧困研究が散見されるようになった(湯澤、2015)。子ども期の経済状況はその時点の子どもの状況に大きな影響を与える。しかし、子ども期の貧困は子ども期だけで収まらず、成人期の健康や所得にも悪影響を与える可能性が高い。従って、貧困が次世代に受け継がれる「貧困の連鎖」は社会にとっても大きなマイナスである。

日本では1990年代以降のグローバリゼーションの流れに対応して、政府・企業の主導のもと、労働市場の規制緩和・自由化がすすめられた。その結果、非正規雇用の全労働者に占める割合は90年代後半以降一貫して増え続けている(注1)。非正規雇用は企業にとっては社会保険料負担の軽減、雇用の調整弁、単純業務の安価な労働力としての活用、という点で人件費を大幅に削減することを可能にする。しかし、非正規雇用の増加はワーキングプアの増加をもたらし、少子化や子どもの貧困の主な原因の1つになっている。

表1は子どもの貧困に関連した出来事をリストアップしたものである。ワーキングプアとは、正社員としてもしくは正社員並みに働いても生活維持が困難、もしくは生活保護水準以下の収入しか得られない就労層のことである。今日では働く貧困層を指す用語としてワーキングプアという言葉が世界各国で認知されるようになってきている。日本では2006年以降、新しい種類の貧困として注目されてきた(注2)。年越し派遣村とは、2008年におきたリーマン・ショックの影響により派遣切り等がおき、複数のNPO及び労働組合によって組織された実行委員会が2008年12月31日から2009年1月5日まで東京の日比谷公園に生活困窮者が年を越せるように開設した一種の避難所である。

OECD(2008)は日本の労働市場における正規雇用と非正規雇用の二重構造を問題点として挙げ、日本では企業が労働コストを節約するため社会保険料の企業負担が少ない非正規労働者を多く雇用しており(非正規雇用者比率は1990年の20%から2008年の38%に上昇)、正規雇用者に比べて非正規雇用者の賃金は低いいため、非正規雇用者の増加は平均賃金と民間消費を低下させているとして、日本に対して非正規雇用者に対する社会保険適用拡大・職業訓練、正規労働者の雇用保護の引下げ、育児支援施設の量的・質的改善、などの方法により労働市場を改善していくことを提言した。

表1 子どもの貧困に関連する出来事

2006年	「ワーキングプア」
2008年	「子どもの貧困」、年越し派遣村
2009年	民主党政権で相対的貧困率を初めて公表
2010・2011年度	民主党政権で児童手当に代えて子ども手当を支給
2012年度以降	児童手当にもどる
2013年	子どもの貧困対策推進法成立
2015年	生活困窮者自立支援制度 スタート
2018年	生活保護法など関連4法の改正 (子どもの貧困対策拡充)
2019年	子どもの貧困対策推進法改正

相対的貧困率は成人1人あたりの等価可処分所得の中央値の50%以下の人口(又は世帯)の総人口(又は総世帯)に占める割合で、国の所得格差を示すジニ係数とともに先進国でよく用いら

れている。格差社会の進展とともに子どもの貧困に対する問題意識も高まり、2013年6月には「子どもの貧困対策推進法」が成立し、政府に貧困対策に関する大綱策定を義務づけたほか、都道府県にも子どもの貧困対策計画を策定する努力義務を課した。さらに、2019年6月に改正子どもの貧困対策推進法が成立し、ひとり親世帯の貧困率や生活保護世帯の子どもの大学等進学率を大綱記載事項に加え、子どもの貧困対策に関する計画策定の努力義務が市町村にも広げられた。

表2は主要国における子どもに関する相対的貧困率及び公的家族給付（対GDP比）を示したものである。総人口の相対的貧困率より0-17歳の相対的貧困率の方が高くなっている国が多い中で、日本はデンマークとともに0-17歳の相対的貧困率が総人口の相対的貧困率より低い結果となっている。日本の問題は、①総人口の相対的貧困率が高いこと（つまり、格差の大きい社会であること）、②ひとり親世帯にいる子どもの相対的貧困率が50.8%と10か国中最悪なこと、である。表2から分かることは、子どものいる現役世帯の中で日本やアメリカではひとり親世帯の相対的貧困率が高く、スペイン・イタリア・スウェーデンなどでは失業世帯の相対的貧困率が高いことである。現金給付・サービス給付・税軽減による子育て支援を合計した公的家族給付を比較すると、フランス・イギリス・スウェーデンがいずれもGDPの3.5%以上と高く、アメリカ・スペイン・日本が子育て支援に資源を投入していない国ということになる。

表2 主要国の子どもに関する相対的貧困率及び家族給付のGDP比

	相対的貧困率 (%) 2016/17		子どものいる現役世帯の相対的貧困率 (%) 2016/17					公的家族給付のGDP比 (%) 2015			
	総人口	0-17歳	合計	ひとり親	大人2+	失業	就業	現金	サービス	税軽減	計
デンマーク	5.8	3.7	3.0	8.2	2.7	31.7	1.9	1.36	2.08	0.00	3.44
フランス	8.3	11.5	9.4	25.9	6.0	43.2	6.9	1.51	1.43	0.74	3.68
ドイツ	10.4	12.3	10.6	29.6	7.7	43.3	4.0	1.09	1.13	0.84	3.06
イタリア	13.7	17.3	16.5	37.0	15.0	81.4	14.1	1.29	0.66	0.54	2.49
日本	15.7	13.9	12.8	50.8	10.7	36.3	12.5	0.74	0.57	0.30	1.61
オランダ	8.3	10.9	8.9	29.5	6.3	65.3	5.4	0.70	0.82	0.47	1.99
スペイン	15.5	22.0	20.1	40.2	19.0	86.8	17.6	0.51	0.72	0.12	1.36
スウェーデン	9.3	9.3	7.6	26.3	5.2	79.8	5.1	1.36	2.18	0.00	3.54
イギリス	11.9	12.9	11.7	25.9	9.5	44.9	8.0	2.25	1.22	0.13	3.60
アメリカ	17.8	21.2	18.3	45.7	14.9	74.5	14.3	0.07	0.57	0.48	1.12

注：日本の相対的貧困率は2015年。

出典：OECD Family Database, 2020年4月15日アクセス

日本の子どもの相対的貧困率は総人口より低い。しかし、ひとり親世帯にいる子どもの相対的貧困率は50%を超え、先進諸国の中で最悪である。所得格差を是正するためには低所得世帯への所得再分配を強化しなければならない。子どものいる家庭の貧困をなくさなければ、子どもの貧困はなくなる。子どもの貧困（貧困世帯にいる子ども）をなくし貧困の連鎖を断ち切ることは、日本社会の未来にとって最重要課題の1つである。子どもの貧困の優先順位が高いことが大人の貧困を放置して良いことを意味しているわけではない。

(注1) 労働力調査によると、2019年の雇用者数5,660万人のうち非正規は2,165万人であった。

(注2) ワーキングプアに分類される所得水準は国によって状況が異なるため一概には言えないが、日本では年収200万円程度が1つの目安として考えられている。

## 文献

湯澤直美 (2015). 子どもの貧困をめぐる政策動向、家族社会学研究、27(1): 69-77.

OECD (2008). 経済審査報告書 日本